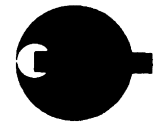


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

〇保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(生活衛生課)	一	〇保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(建築課)	四
〇温泉法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)	一	〇温泉法施行細則の一部を改正する規則(選挙管理委員会告示)	五
〇都市公園の区域変更及び供用開始(公園緑地室)	四	〇政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等	五
〇道路の位置指定(建築課)	四	〇政治資金規正法に基づき届出のあった資金管理団体の名称等	六

## 規則

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年十月十九日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第二十一号

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任規則(昭和五十一年四月奈良県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十二号中「規則」という。の下に、「旅館業法施行条例(昭和二十四年一月奈良県条例第三号。以下本号において「条例」という。)」を加え、(十)とし、(九)の次に次のように加える。

(十) 条例第三十二条第七号イ(3)の規定による届出を受理すること。

(十一) 条例第三十二条第七号イ(3)の規定による届出を受理すること。

第十二号中「及び公衆浴場法施行規則」を、「公衆浴場法施行規則」に改め、「規則」という。の下に「及び公衆浴場法施行条例(昭和二十四年一月奈良県条例第一号。以下本号において「条例」という。)」を加え、同号に次のように加える。

(八) 条例第三十二条第六号の規定による届出を受理すること。

第十七号(中)「第十三条第一項」を、「第十五条第一項」に改め、同号(二)中「第十二条第四項」を、「第十五条第四項」に改め、同号(三)中「第十三条第二項」を、「第十五条第二項」に改め、同号(五)を同号(七)とし、同号(六)中「第二十七条第一項」を、「第三十一条第一項」に改め、同号(七)を同号(八)とし、同号(八)中「第二十七条第二項」を、「第三十一条第二項」に改め、同号(九)を同号(十)とし、同号(十)中「第三十一条第一項」を、「第三十五条第一項」に改め、同号(九)を同号(十)とし、同号(八)中「第三十一条第一項」を、「第三十四条第一項」に改め、同号(八)を同号(七)とし、同号(七)中「第二十七条第二項」を、「第三十一条第一項」に改め、同号(七)を同号(六)とし、同号(六)中「第二十七条第一項」を、「第三十一条第一項」に改め、同号(六)を同号(五)とし、同号(五)中「第二十四条第一項」を、「第二十八条第一項」に改め、同号(五)を同号(六)とし、同号(四)中「第十四条第四項」を、「第十八条第五項」に改め、同号(四)を同号(五)とし、同号(三)中「第十四条第三項」を、「第十八条第四項」に改め、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)の次に次のように加える。

(三) 法第十五条第四項において準用する法第四条第三項の規定により、条件を付し、及びこれを変更すること。

(四) 法第十六条第一項の規定により、承認すること。

(五) 法第十六条第二項において準用する法第四条第二項の規定により、通知すること。

(六) 法第十七条第一項の規定により、承認すること。

(七) 法第十七条第三項において準用する法第四条第二項の規定により、通知すること。

### 附則

この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十九日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第二十一号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則(平成十四年三月奈良県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第九条第二項」を「第十一条第一項」に改める。

第十四条を第十六条とする。

第十三条第二項中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「第七条」を「第九条」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条第二項中「第三十条第二項」を「第三十四条第一項」に、「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「第十六条」を「第二十条」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第八条中「第十四条第三項」を「第十八条第四項」に、「温泉成分等掲示届」を「温泉成分等掲示(掲示内容変更)届」に改め、同条を第十条とする。

第七条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(温泉利用許可承継承認申請)

第九条 法第十六条第一項又は第十七条第一項の承認を受けようとする者は、温泉利用許可承継承認申請書(第八号様式)の二を知事に提出しなければならない。

第六条第一項中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条を第七条とする。

第五条第二項を「第七条第二項」に改め、同条を第七条とする。

第五條第一項中「第九條第一項を」第十一條第一項に改め、同條第二項中「第四條第二項番号」を「第六條第二項番号」に改め、同條を第六條とする。

第四條中「第六條第一項（法第九條第二項）を」第八條第一項（法第十一條第二項）に改め、同條を第五條とする。

第三條の次に次の一條を加える。

（掘削許可等承継承認申請）

第四條 法第六條第一項又は第七條第一項（これらの規定を法第十一條第二項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする者は、掘削許可等承継承認申請書（第二号様式の二）を知事に提出しなければならない。

第三号様式中「第九條第二項」を「同法第十一條第二項」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

第2号様式の2（第4条関係）

その1（合併・分割の場合）

掘削許可等承継承認申請書

奈良県収入証紙  
はり付け欄

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 所在地

名 称

代表者の氏名 ④

掘削許可等を受けた者の地位の合併（分割）による承継の承認を受けたいので、温泉法第6条第1項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

掘削許可等に係る 工事に係る土地	所在・地番 地 目	
許 可 の 種 類		
許 可 年 月 日 第 号		
許 可 許 可 月 日 第 号		
承継者 （土地 掘削等 の事業 を承継 する法 人）	承継者 名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
合併（分割）の予定日		年 月 日

その2（相続の場合）

掘削許可等承継承認申請書

奈良県収入証紙  
はり付け欄

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所

氏 名 被相続人との続柄 ④

掘削許可等を受けた者の地位の相続による承継の承認を受けたいので、温泉法第7条第1項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

掘削許可等に係る 工事に係る土地	所在・地番 地 目	
許 可 の 種 類		
許 可 年 月 日 第 号		
許 可 許 可 月 日 第 号		
被相続人の住所		
被相続人の氏名		
相続開始の日		年 月 日

第4条第1項(第9条第2項)

第8条第1項(同法第11条第2項)

「	「
工事完了年月日	年

「	「
工事完了年月日	年月日
ゆう出	温
	成

年月日	量
	ml/日
	度
	℃
	分

第4条第1項(第9条第2項)や「第8条第1項(同法第11条第2項)」  
 第4条第1項(第9条第2項)や「第8条第1項(同法第11条第2項)」  
 第5条第1項(第9条第2項)や「第8条第1項(同法第11条第2項)」  
 第6条第1項(第9条第2項)や「第8条第1項(同法第11条第2項)」  
 第7条第1項(第9条第2項)や「第8条第1項(同法第11条第2項)」  
 第8条第1項(第9条第2項)や「第8条第1項(同法第11条第2項)」  
 第9条第1項(第9条第2項)や「第8条第1項(同法第11条第2項)」

第6条第1項(第9条第2項)や「第8条第1項(同法第11条第2項)」  
 第7条第1項(第9条第2項)や「第8条第1項(同法第11条第2項)」  
 第8条第1項(第9条第2項)や「第8条第1項(同法第11条第2項)」  
 第9条第1項(第9条第2項)や「第8条第1項(同法第11条第2項)」

第8号様式の2(第9条関係)

その1(合併・分割の場合)

温泉利用許可承継承認申請書

奈良県収入証紙  
はり付け欄

奈良県知事 殿

申請者 所在地

名 称  
代表者の氏名

温泉利用許可を受けた者の地位の合併(分割)による承継の承認を受けたいので、温泉法第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設	場 所	名 称	所在地
許 及 び 許 可	年 月 日 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
承継者(温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人)	名 称	主たる事務所の所在地	代 表 者 の 氏 名
合併(分割)の予定日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

その2(相続の場合)

温泉利用許可承継承認申請書

奈良県収入証紙  
はり付け欄

奈良県知事 殿

申請者 住所

氏 名  
被相続人との続柄

温泉利用許可を受けた者の地位の相続による承継の承認を受けたいので、温泉法第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設	場 所	名 称	所在地
許 及 び 許 可	年 月 日 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
被 相 続 人 の 住 所	名 称	主たる事務所の所在地	代 表 者 の 氏 名
被 相 続 人 の 氏 名	年 月 日	年 月 日	年 月 日
相 続 開 始 の 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

第九号様式中「第8条関係」や「第10条関係」及び「温泉成分等明示用」や「温泉成分等明示（揭示内容変更）用」及び「揭示したい」や「揭示（温泉成分等の揭示内容を変更）したい」及び「第14条第3項」や「第18条第4項」及び「公共の浴用又は飲用に供する場所」

温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設	場所	
	名称	

第十号様式中「第9条関係」や「第11条関係」及び「第15条第2項」や「第19条第2項」及び「第10条関係」や「第12条関係」及び「第16条」や「第20条」及び「第11条関係」や「第13条関係」及び「第17条第1項」や「第21条第1項」及び「第12条関係」や「第14条関係」及び「温泉法施行細則第12条」や「温泉法施行細則第14条第1項」及び「第14条関係」及び「第12条第2項」や「第14条第2項」及び「第14条関係」及び「第14条関係」及び「第12条第2項」や「第15条関係」及び「第15条関係」及び「温泉法施行細則第13条」や「温泉法施行細則第15条」及び「第15条関係」及び「温泉法施行細則第13条」

附則  
この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。

告示

奈良県告示第二百四十号  
次のように都市公園の区域を変更し、供用を開始するので、奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十二号）第二条第二項の規定により告示する。  
平成十九年十月十九日

- 一 名称 馬見丘陵公園
- 二 位置 北葛城郡広陵町大字寺戸及び河合町大字佐味田内
- 三 区域 別紙図面のとおり  
（別紙図面は省略し、奈良県土木部公園緑地室において告示の日から二月間一般の縦覧に供する。）

四 供用開始の期日 平成十九年十月二十六日

奈良県告示第二百四十一号

建築基準法（昭和二十五法律第二百一十号）第四十一条第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県奈良土木事務所長から報告があった。  
平成十九年十月十九日

- 一 指定の場所（平成十九年十月五日現在の地番による。）  
天理市丹波町三三四番地の一部
- 二 申請者氏名 東新住建株式会社 代表取締役 深川堅治
- 三 申請者住所 愛知県稲沢市高御堂一丁目三一八
- 四 道路の幅員 四・三六メートルから四・四五メートルまで
- 五 道路の延長 二・一九二メートル
- 六 指定年月日 平成十九年十月九日
- 七 指定番号 奈土第一九〇二号

公 告

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。  
平成十九年十月十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 許可番号  
平成十九年六月二十日第八〇一九号  
平成十九年九月二十八日第八〇一九一号
- 二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月九日第六七八二号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月九日第四四五号
- 三 開発区域に含まれる地域  
北葛城郡上牧町上牧四九九番地ノ一部、五〇三番地、五〇六番地ノ一、五〇七番地ノ一及び五〇八番地ノ一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大和郡山市矢田町五四八番地  
池上建設株式会社 代表取締役 池上秀光
- 五 公共施設の種類、位置及び区域  
道路 北葛城郡上牧町上牧四九九番地ノ一、五〇三番地、五〇六番地ノ一及び五〇七番地ノ一の各一部  
下水道 北葛城郡上牧町上牧四九九番地ノ一、五〇三番地及び五〇六番地ノ一の各一部
- 一部  
水路 北葛城郡上牧町上牧四九九番地ノ一及び五〇六番地ノ一の各一部
- 一 許可番号  
平成十九年六月二十二日第八〇一三四号  
平成十九年九月二十一日第八〇一三四一號

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月十二日第六七八五号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月十二日第四二四七号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市長尾一九一番地ノの一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市平野区喜連西四丁目七番二八号

株式会社ビーバーハウス 代表取締役 川野悠一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市長尾一九一番地ノの一部

下水道 葛城市長尾一九一番地ノの一部

一 許可番号

平成十九年七月二十日第八〇一六五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月九日第六七八四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月九日第四二四六号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市五位堂二丁目五五〇番地ノ二の一部及び五五〇番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市曙町一丁目一五二番四

大裕工務株式会社 代表取締役 小出国松

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市五位堂二丁目五五〇番地ノ二及び五五〇番地ノ三の各一部

下水道 香芝市五位堂二丁目五五〇番地ノ二及び五五〇番地ノ三の各一部

一 許可番号

平成十九年九月十四日第八〇一〇八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月十二日第六七八六号

三 開発区域に含まれる地域

吉野郡吉野町大字左宮五二八番地ノ一の一部、五二八番地ノ二の一部及び五三〇番地ノ二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉野郡吉野町大字左宮四六五番地ノ二

坂本誠司

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六十条第一項の規定による設立の届出のあった政治団体の名称等を、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。  
平成十九年十月十九日

奈良県選挙管理委員会  
委員長 白井皓喜

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党の名称	支部の区域	届出年月日
民主党奈良第二総支部	馬淵澄夫	諸井英二	奈良市登大路町三六	民主党	公職選挙法第十二条に規定する選挙区	平成十九年九月二十六日

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

氏名の氏名

松尾高英後援会

松尾高英

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

所在地

松尾高英後援会

松尾高英

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

氏名

松尾高英後援会

松尾高英

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

所在地

松尾高英後援会

松尾高英

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

氏名

松尾高英後援会

松尾高英

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

松尾理紗

奈良県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。  
平成十九年十月十九日

奈良県選挙管理委員会  
委員長 白井皓喜

（政党の支部）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
民主党奈良県参議院選挙区第二総支部	主たる事務所所在地	大和郡山市杉町二〇九一四	奈良市登大路町三六	平成十九年九月十八日

民主党奈良県第4区総支部		主たる事務所の所在地	奈良市登大路町三六	平成十九年九月二十六日
代表者	馬淵澄夫			
	森下豊			

(その他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
高取奥野会	会計責任者	磯田昌宏	西井晴良	平成十九年九月二十六日

奈良県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。  
平成十九年十月十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
奈良県段本幸勇後援会	長谷川明	平成十九年八月三十一日
鹿遊会五條支部	栗山武久	平成十九年九月十五日

奈良県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による資金

管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。  
平成十九年十月十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

公職の候補者	資 金 管 理 団 体																		
<table border="1"> <tr><th>届出者の氏名</th><th>公職の種類</th></tr> <tr><td>松尾高英</td><td>権原市議会議員</td></tr> <tr><td>吉田浩巳</td><td>権原市長</td></tr> </table>	届出者の氏名	公職の種類	松尾高英	権原市議会議員	吉田浩巳	権原市長	<table border="1"> <tr><th>政治団体の名称</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>代表者の氏名</th><th>届出年月日</th></tr> <tr><td>松尾高英</td><td>権原市新賀町二〇二四</td><td>松尾高英</td><td>平成十九年九月五日</td></tr> <tr><td>権原の未来へ夢をつなぐ会</td><td>権原市白樺町二一二一八</td><td>吉田浩巳</td><td>平成十九年九月十一日</td></tr> </table>	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日	松尾高英	権原市新賀町二〇二四	松尾高英	平成十九年九月五日	権原の未来へ夢をつなぐ会	権原市白樺町二一二一八	吉田浩巳	平成十九年九月十一日
届出者の氏名	公職の種類																		
松尾高英	権原市議会議員																		
吉田浩巳	権原市長																		
政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日																
松尾高英	権原市新賀町二〇二四	松尾高英	平成十九年九月五日																
権原の未来へ夢をつなぐ会	権原市白樺町二一二一八	吉田浩巳	平成十九年九月十一日																

【定 価】 一 ヵ月 三 千 五 百 円 一 部 売 り 一 枚 につ き 四 十 六 円 ( 共 に、送 料 別 )

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二二二一二〇一

印 刷

株 式 会 社 春 日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二三五七三三

本誌は再生紙を使用しています。